○厚生労働省告示第百六十八号

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年五月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部改正）

第一条　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五の六中「及び第九項第一号イ、第百十条の三第一項第一号イ、第十一項第一号イ及び第十二項第一号イ、第百十条の三第二項第一号イ及び第三項第一号並びに」に改め、「、第百十八条の三第二項第一号イ、第四項第一号イ及び第九項第一号」を削り、「第十六条第一項第三号及び第十七条の四の四第一項第一号」を「及び第六項第一号並びに第十六条第一項第三号」に改める。

第二条　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部を次のように改正する。

第五の六中「及び第六項第一号」を「、第六項第一号及び第九項第一号イ」に改める。

（労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針等の一部改正）

第三条　次に掲げる告示の規定中「キャリア形成促進助成金」を「人材開発支援助成金」に改める。

一　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針（平成十三年厚生労働省告示第二百九十六号）第六の三

二　労働者の熟練技能等の習得を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百十六号）第三の二

（雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号ヘ及び第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第四条　雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号ヘ及び第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第三百九十号）の一部を次のように改正する。

題名中「第百十条の三第一項第一号ヘ及び第二項」を「第百十条の三第二項第一号イ(6)及び第二号」に改める。

第一項中「第百十条の三第一項第一号ヘ」を「第百十条の三第二項第一号イ(6)」に改める。

第二項中「第百十条の三第二項」を「第百十条の三第二項第二号」に改める。

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部改正）

第五条　母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第2の3の(1)の⑤中「特定就職困難者雇用開発助成金」を「特定就職困難者コース助成金」に改める。

（職業能力開発基本計画の一部改正）

第六条　職業能力開発基本計画（平成二十八年厚生労働省告示第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第4部中「キャリア形成促進助成金」を「人材開発支援助成金」に改める。

○厚生労働省告示第百六十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項の規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用し、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十八年厚生労働省告示第百五十三号）は、平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、次に掲げる区域とする。

一　北海道の区域（紋別公共職業安定所の管轄区域に限る。）

二　青森県の区域（五所川原公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○厚生労働省告示第百七十号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十二条第五項、同条第八項及び同法附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十二条第九項の規定に基づき、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の九（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）　千分の十一

二　法第十二条第四項第三号に掲げる事業　千分の十二

○厚生労働省告示第百七十一号

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、及び雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)」を「第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)」に改める。

第一条中「第百十八条の三第四項第二号ロ」を「第百十八条の三第二項第二号ロ」に改める。

第二条の表特定非営利活動法人なよろ地方職親会の項中「平成二十九年三月三十一日まで」を「平成三十二年三月三十一日まで」に、「第1号職場適応援助者養成研修」を「訪問型職場適応援助者養成研修」に改める。

第三条の表特定非営利活動法人なよろ地方職親会の項中「平成二十九年三月三十一日まで」を「平成三十二年三月三十一日まで」に、「第2号職場適応援助者養成研修」を「企業在籍型職場適応援助者養成研修」に改める。

○厚生労働省告示第百七十二号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十二条第二項第一号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した同号イ(2)の事業主に対するこの告示による改正前の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久